

第167回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

- 1 期 日 令和4年8月31日(水) 18時30分～ オンライン(zoom) 会議
- 2 参加者 須田、澤村、石田、道本、鶴ノ澤、川口、片木、石原 (以上8名・敬称略・順不同)
- 3 発表課題

(1) 事業税賦課処分取消請求事件 東京地判令和3年3月10日 発表担当：鶴ノ澤先生

事案 所有する土地をA社に貸し付けて同社の運営する駐車場用地として使用させているXが、平成28年分から平成30年分までの所得税及び復興特別所得税につき、上記土地の賃料収入を不動産所得として確定申告をしたところ、処分行政庁から、Xは個人事業税の課税対象となる「駐車場業」を行う者に該当するとして、平成28年分から平成30年分までの各個人事業税賦課決定処分を受けたことから、XはA社に上記土地を貸し付けているにすぎず、駐車場業を行っていないなどと主張して、上記各個人事業税賦課決定処分の取消を求めた事案

争点 ①Xが、平成30年分賦課処分に関して、審査請求に対する裁決を経ないことにつき「正当な理由がある」といえるか。②本件各処分の適法性。具体的にはXが「駐車場業」(地方税法72条の2第3項13号)を行う者に該当するか。

判旨 ①地方税法等の審査請求前置を定めている法律の趣旨からすると、正当な理由が認められるのは、「司法審査に先立ち、不服申立手続を経由させることにつき合理的な理由がない場合、すなわち、不服の内容に対する行政庁等の判断が既に表明されており、かつ客観的にみてその変更の余地がないと考えられるため、改めて審査請求をして行政庁等の判断を求めることがもはや無意味であるといえることができるほどの確実性をもって裁決の内容が予測されるような場合に限られる」とした。そのうえで、平成28・29年分賦課処分について、Xの不服の内容に対する東京都知事の判断が既に表明されており、客観的にみてその変更の余地がないと考えられるのであるから、本件では、平成30年分賦課処分について、Xが審査請求に対する裁決を経ないことにつき正当な理由があるとして、平成30年分についても適法な請求と判断した。

② 租税法律主義の原則に照らして、「事業とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務をいうものと解される」とし、「駐車場」とは、自動車の駐車のための施設をいうものと解すべきであるから(駐車場法2条1号、2号参照)、「駐車場業」とは、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する業務を自己の計算と危険において独立して反復継続的に行うものであることを要する」と判示した。そのうえで、A社が、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する業務を自己の計算と危険において独立して反復継続的にやっていることは明らかであるが、Xは、単に、A社に対して、A社の駐車場事業の用に供するための場所として、本件土地を定額の賃料で貸し付けているにすぎないのであるから、X自身が、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する業務を自己の計算と危険において独立して反復継続的にやっているものと評価することはできないことは明らかであるとして、Xは、「駐車場業」を行う者であるとは認められずと判示し、Xの請求を認容した。

(2) 児相面会制限国家賠償請求控訴事件 東京高判令和3年12月16日 発表担当：道本先生

事案 栃木県Y児童相談所長が、児童福祉法33条により原告らの子であるCを一時保護(主な理由はX1からの身体的虐待)し、更に、法27条1項3号に基づく入所措置を行って児童養護施設に入所させ、法12条2項、11条1項2号ニに定める行政指導としての面会通信制限を行ったところ、原告らは、それぞれ被告に対し、〈1〉本件児相は親子の再統合に関する支援義務の履行を懈怠したばかりか、〈2〉上記行政指導としての限界を超える違法な面会制限としての行政指導を行ったことにより原告らに極めて重大な精神的苦痛等を生じさせたとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として慰謝料等330万円と遅延損害金の支払を求めた事案。なお、本件一時保護の決定以降、原告X2については平成31年2月5日までの間、原告X1については令和元年12月4日までの間、法12条2項、法11条1項2号ニに基づき、同号所定の「その他必要な指導」(行政指導)としての面会通信制限を行っていたところ、Xら代理人弁護士は、平成30年3月9日、電話で、本件児相に対し、本件指導の中止等を求め、同年5月9日、本件児相及び被告に対し、本件指導は法律の根拠なしに通知人ら(原告ら)の権利を制限するものであり家族の再統合を実現すべき児童相談所の活動として極めて不当かつ違法であるなどとして本件指導の中止等を求め、これに応じられない場合には国家賠償請求を含む法的措置を検討せざるを得ない旨を記載した内容証明郵便を発送したが、Yは、原告X1から「任意のご協力を得ていると認識しております」と記載した事務連絡書面を発送し、事実上、本件指導の中止要請には応じられないことを明らかにしたという経緯があった。

争点 ①親子の再統合に関する支援その他必要な措置を講ずべき法的義務の違反の有無、②本件の一時保護、入所措置期間中の行政指導としての面会通信制限が違法となるか否か

判旨 (第一審判決：宇都宮地判令和3年3月3日) ①「本件指導に伴う面会通信制限の評価は別として、本件児相の上記支援業務が不適正なものであったとまではいい難く、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くといえるような義務の懈怠(不作為)は認められない」②「保護者である原告らにおいて、本件 児相所長に対し、行政指導としての本件指導にはもはや協力できないとの意思を「真摯かつ明確に表明」(任意性)し、直ちに本件指導の中止を求めているものと認められるときには、他に上記「特段の事情が存在」するものと認められない限り、本件指導が行われていることを理由に原告らに対し上記面会通信制限の措置を受忍させることは許されず、かかる本件児相所長の対応は、国賠法1条1項の適用上「違法」との評価は免れないものと解するのが相当である」と判示したうえで、X2について上記特段の事情が存在するものとはいえないとして15万円を慰謝料として認定。

(控訴審判決) ①「児童の保護者が児童相談所等から親子の再統合のための支援を受けることによって得られる利益は、国賠法上保護された利益であるといえることはできない」し、「著しく合理性を欠くといえるような支援義務の懈怠(不作為)があったと認めることはできない」。②X2についても、X1による虐待を放置したといっても過言ではなく、児童虐待(ネグレクト)に当たり得るものであったから、本件指導への協力を受忍させることを相当とする特段の事情が存すると言わざるを得ない、として、X2についても国賠法上の違法性を認めず、いずれの請求も棄却した。